

狂犬病予防注射と 注射済票の装着は

飼い主の **義務** です

飼い主には毎年1回(4月1日～6月30日までの間)、狂犬病予防注射を受けさせることが「狂犬病予防法」で義務として定められています。(狂犬病予防法第5条第1項)

また、狂犬病予防注射を受けたら、飼い主はその犬に「注射済票」(毎年更新)を装着しておかなければなりません。なお「注射済票」は年度ごとに色がかわります。(狂犬病予防法第5条第3項)

上記を守らないと20万円以下の罰金に処せられますので、狂犬病の発生を防ぐために犬を飼っている人は忘れずに毎年予防注射を受けさせましょう。



◆接種日 5月18日(月)

受付時間	会場
10:30 ~ 10:40	物井公会堂前
10:50 ~ 11:00	大山会館前
11:10 ~ 11:40	県集合庁舎(別府)
13:00 ~ 13:10	波止バス停付近
13:20 ~ 13:35	大津バス停付近
13:40 ~ 14:00	船越公会堂前
14:10 ~ 14:40	浦郷警察署前
14:50 ~ 15:00	赤ノ江公民館前
15:10 ~ 15:20	珍崎バス停付近

 現在、登録されておられる飼い主さんの変更や犬が死んでしまった時など、登録情報に変更があった場合、また、病気などのため接種ができない場合はお知らせください。

 今回注射できない場合は、最寄りの動物病院で予防注射をしていただき「狂犬病予防注射済証」を役場町民課または郵便局にご持参ください。

 既に予防注射を受けた方も、当日会場もしくは後日町民課または郵便局まで「狂犬病予防注射済証」をご持参ください。

◆手数料

- ① 予防注射だけを受ける場合 3,050円
- ② 登録と予防注射を受ける場合 6,050円
- ③ 既に予防注射を受け予防注射済票のみ受け取る場合 550円



要申請

障がいのある方がお使いの軽自動車の減免制度のお知らせ

申請期限
令和8年5月20日(水)まで

障がいのある方がお使いの軽自動車にかかる軽自動車税は、申請によって減免になる場合があります。令和8年度課税分の減免申請書提出期間は令和8年4月1日(水)から令和8年5月20日(水)です。

申請はこれまでとおり毎年必要となります。

1. 減免の対象となる軽自動車等

軽自動車等の所有者	運 転 者	車 両 の 用 途
障がい者本人	障がい者本人	制限なし
	生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること
	常時介護する方	主として障がい者の通園通学、通所又は生業等の利用に供していること
生計を一にする方	障がい者本人	制限なし
	生計を一にする方	障がい者のための交通手段として使用されること

※減免の対象となる軽自動車は、お持ちの自動車(普通自動車等を含む。)のうち1台です。

※減免の対象となる軽自動車等は原則、「障がい者本人」が所有する車両です。障がい者本人の所有する軽自動車等がない場合に限り、「生計を一にする方」が所有する軽自動車を対象となる場合があります。

※所有権留保車両の場合は、使用者が納税義務者となります。

2. 減免の対象となる障がいの範囲

▶ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方で、下表の障がいを有する方

(1) 身体障害者手帳

障がいの区分	障がいの級別	
	障がい者本人が 運転する場合	生計同一又は 常時介護者が運転する場合
視覚障害	1級から3級、 4級の1	同左
聴覚障害	2級、3級	同左
平衡機能障害	3級	同左
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による場合に限る)	—
上肢不自由	1級、2級	同左
下肢不自由	1級から6級	1級から3級
体幹不自由	1級から3級、5級	1級から3級
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能 1級、2級 (1上肢のみの場合を除く)	同左
	移動機能 1級から6級	1級から3級 (1下肢のみの場合を除く)
心臓機能障害	1級、3級、4級	同左
腎臓機能障害		
呼吸器機能障害		
膀胱または直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1級から3級	同左
肝臓機能障害	1級から4級	同左

申請に必要なもの

- 軽自動車税減免申請書
- 運転免許証の写し
- 障がい者手帳の写し
身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳
療育手帳

次いずれかに該当する場合は、減免を受けることができます。

- 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- 身体障がい者等の利用に専ら供するため車椅子の昇降装置・固定装置又は浴槽を装着する等の特別の仕様に製造された軽自動車等をお持ちの方

(2) 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

手帳の種類	障がいの級別	
	障がい者本人が 運転する場合	生計同一又は 常時介護者が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1級	同左
療育手帳	A	同左

詳しくは町のホームページをご覧ください▼▼▼



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 税務係 (電話：08514 - 6 - 0103)